

公布された規則のあらまし

佐賀県現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（規則第 41 号）

- 1 佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部改正
現業職給料表の給料月額を改定することとした。（別表第 1 関係）
- 2 佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正
 - (1) 現業職給料表の改定に伴い、佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成 22 年佐賀県規則第 27 号）附則第 8 項及び第 12 項の経過措置について、所要の改正を行うこととした。（附則第 8 項及び第 12 項関係）
 - (2) 現業職給料表の改定に伴い、佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成 27 年佐賀県規則第 20 号）附則第 3 条の経過措置について、所要の改正を行うこととした。（附則第 3 条関係）
- 3 この規則は、平成 28 年 12 月 1 日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。